

公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和6年度前期技能検定の実施について、次のとおり公示する。

令和6年3月4日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



1 実施する検定職種（作業）及び等級区分

実施する検定職種（作業）及び等級区分は、次のとおりとする。

(1) 1級及び2級（31職種51作業）

園芸装飾（室内園芸装飾作業）

造園（造園工事作業）

機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）

非接触除去加工（数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業、レーザー加工作業（2級のみのみ））

金属プレス加工（金属プレス作業）

鉄工（構造物鉄工作業）

建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）

仕上げ（治工具仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）

ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

産業車両整備（産業車両整備作業）

鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業（2級のみのみ）、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業）

建設機械整備（建設機械整備作業）

家具製作（家具手加工作業）

建具製作（木製建具手加工作業）

印刷（オフセット印刷作業）

プラスチック成形（射出成形作業）

強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）

とび（とび作業）

左官（左官作業）

ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）

タイル張り（タイル張り作業）

畳製作（畳製作作業）

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）

化粧フィルム工事作業）
内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、

熱絶縁施工（保温保冷工事作業、吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

表装（壁装作業）

塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級（9職種12作業）

園芸装飾（室内園芸装飾作業）

造園（造園工事作業）

機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

機械検査（機械検査作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）

舞台機構調整（音響機構調整作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級（1職種2作業）

路面標示施工（溶解ペイントハンドマーカ－工事作業、加熱ペイントマシンマーカ－工事作業）

2 技能検定試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験（以下「技能検定試験」という。）によって行う。

3 技能検定試験の手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

イ 手数料

検定職種ごとに次のとおりとする。ただし、公共職業能力開発施設の訓練生又は職業能力開発総合大学の訓練生、認定職業能力開発施設の訓練生（就職している者を除く。）、高等学校の在校生、中等教育学校の後期課程の在校生、専修学校の在校生、各種学校の在校生、高等専門学校に在籍する者、短期大学の在校生及び大学の在校生（以下「在校生」と総称する。）が2級及び3級を受検する場合は、在校生手数料の欄の金額とする。また、令和6年4月1日において23歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が3級を受検する場合は、括弧内に記載した金額とする。

検定職種	手数料	在校生手数料
園芸装飾、造園、機械加工、非接触除去加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、建設機械整備、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、舞台機構調整、フラワー装飾、路面標示施工	18,200円 〔※在職者 9,200円 非在職者 13,700円〕	12,100円 〔※在職者 3,100円 非在職者 7,600円〕
機械検査	15,100円 〔※在職者 6,100円 非在職者 10,600円〕	10,100円 〔※在職者 2,900円 非在職者 5,600円〕

※受検申請日において雇用保険被保険者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者）である者

ロ 実施期日

実技試験は、令和6年6月6日（木）から同年9月8日（日）までの間において、別に宮城県職業能力開発協会（以下「協会」という。）から通知する日時に行う。

なお、造園職種1・2級に限り、暑熱対応のため延期する場合、令和6年9月9日（月）から同年11月13日（水）までの間において、別に協会から通知する日時に行う。

ハ 実施場所等

実技試験の実施場所及び時間は、別に協会から通知する。

ニ 問題の公表

実技試験の試験問題は、令和6年5月30日（木）に協会に掲示するとともに、受検申請者宛てに送付する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

イ 手数料 3,100円

ロ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

検定職種	実施期日
3級（園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、ブロック建築、舞台機構調整、フラワー装飾）	令和6年7月14日（日）
1級及び2級（造園、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装）	令和6年8月18日（日）
1級及び2級（機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工）	令和6年8月25日（日）
1級及び2級（園芸装飾、非接触除去加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、強化プラスチック成形、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾） 単一等級（路面標示施工）	令和6年9月1日（日）

ハ 実施場所等

学科試験の実施場所及び時間は、別に協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

イ 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

ロ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、特別永住者証明書、在留カード、健康保険被保険者証、生徒手帳、学生証又は外国政府が発行した旅券等の写し）

ハ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

ニ 下位級合格後に上位級を受検する場合は、その資格を証する書面の写し

ホ 資格を証する書面と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本

(2) 提出先

〒981-0916 仙台市青葉区青葉町16番1号

宮城県職業能力開発協会（電話022-271-9917）

(3) 受付期間

令和6年4月3日（水）から同月16日（火）まで

(4) 受検申請に関する注意

イ 申請書の用紙及び受検案内は、協会配布する。

ロ 免除となる試験の手数料は、納付を要しない。

ハ 申請書を郵送する場合は振込金受領書等のコピーを申請書に添えて納付すること。

封筒の表面には「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

ニ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

5 合格の発表等

(1) 合格発表

技能検定試験に合格した者の受検番号を、3級については令和6年8月30日（金）、1級、2級及び単一等級については同年10月4日（金）の午前10時に、宮城県経済商工観光部産業人材対策課のホームページ（下記のアドレスを参照のこと。）に掲載する。

ホームページアドレス <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanzin/gokaku.html>

なお、造園職種1・2級に限り、暑熱対応のため延期する場合、令和6年11月28日（木）までの間で宮城県知事が指定する日に上記ホームページに掲載する。

(2) 技能検定試験の結果通知

技能検定試験の受検者（一部合格者を含む。）には、協会から技能検定試験の結果を通知する。

6 合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定に合格した者には宮城県知事名の合格証書が交付される。また、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

合格証書及び技能士章の交付日時等については、技能検定に合格した者に対する5(2)の通知に同封する。

7 問合せ先

宮城県経済商工観光部産業人材対策課（電話022-211-2763）又は宮城県職業能力開発協会（電話022-271-9917）